

## 令和5年度第1回東北森林管理局事業評価技術検討会審議概要

1 開催日時 令和5年7月27日(木) 10時00分～11時50分

2 開催場所 東北森林管理局 2階大会議室

3 出席者

(1)事業評価技術検討会

会長 高田 克彦

委員 山本 信次

委員 山中 高史

(2)当局出席者(検討委員会委員等)

森林整備部長

計画保全部長

企画調整課長

計 画 課 長

治 山 課 長

森林整備課長

資源活用課長

森林整備課課長補佐(説明員)

治山課災害対策指導係長( // )

企画調整課監査官(事務局)

企画調整課監査係長( // )

4 評価の対象

(1)完了後の評価(森林環境保全整備事業)

- ・下北森林計画区(下北森林管理署)
- ・馬淵川上流森林計画区(岩手北部森林管理署)
- ・宮城北部森林計画区(宮城北部森林管理署)

(2)期中の評価(直轄地すべり防止事業)

- ・銅山川地区(山形森林管理署最上支署)

5 事業評価技術検討会の意見

(1)完了後の評価(森林環境保全整備事業)

「本事業の実施により、水源涵養等の森林の有する公益的機能の維持増進が図られ、地域の林業・木材産業の振興にも寄与しており、事業の効果が発揮されていると認めら

れる。」「今後も、地域特性、社会情勢及び事業の評価を踏まえ、引き続き森林整備や路網の維持管理を適切に実施するとともに、事業の実施を通して自治体等地域の要望に応え、貢献していくことが望ましい。」

#### (2) 期中の評価(直轄地すべり防止事業)

「流域保全の必要性が認められ、費用便益分析も適正であることから、本事業の継続実施が妥当と考える。」

### 6 質疑応答

#### 完了後の評価(森林環境保全整備事業)

委員: 県全体では林業就業者数が各県で減少している中、宮城県だけは横ばいで推移しているということだが、その背景は。また、国有林として何か取り組んでいるものはあるか。

当局: はっきりとした分析を行っていないため詳細は不明であるが、国有林としては各県や市町村から担い手の確保について要望等いただいております。まずは事業体を育成していくために、森林整備事業などの事業量の確保に取り組んでいる。

委員: 地域によって森林の組成が違っており、天然更新の面積にも差があると思うが、天然更新の考え方について伺いたい。

当局: 青森のヒバや岩手のアカマツなど伐採の方法により更新面積に違いがある。ヒバに関しては年間1万2千立方を供給するために、それ相応の面積を伐採しているため、天然下種更新の面積も大きいものになっている。

委員: ヒバに関しては特性を活かしており、素晴らしいと思う。アカマツに関しては松くい虫がかなり北上してきているため、単にアカマツの天然更新ではなく広葉樹へ誘導するなど考える必要があるのでは。地区ごとの天然更新に対する考え方や樹種の選定を考えていく必要がある。

委員: 宮城北部のベネフィット(総便益)が平成25年度の事前評価時に比べて大きく下がっているが、何か理由があれば伺いたい。

当局: 平成23年に発生した東日本大震災により、沿岸部にある大型の木材加工場が被災し木材需要が低迷したため、更新を伴う伐採面積が減少したことや、その後の森林整備事業で行う新植や下刈等の事業量が減少したことが要因と考えられる。また、復興事業の影響による資材価格や労務賃金が上昇したことも一因と考えられる。

#### 期中の評価(直轄地すべり防止事業)

委員: 終了後は県に移管するとのことだが、施設の老朽化が見られる中、移管をする事はできるのか。

当局:今回全ての施設について点検を実施しており、健全度が思わしくない施設については、健全度回復工事を行って山形県へ移管する考え。

委員:移管する際にはマニュアルを作成するという話があったが、素晴らしいと思ったと同時に、マニュアルを基に実行していけるのかという心配もある。

当局:本事業については山形県と打ち合わせを重ねており、マニュアルの件についても山形県の方のご意見も聞きながら、実効性のあるマニュアルの作成を進めている。

会長:これまでの議論を踏まえ、本技術検討会の意見を取りまとめた結果、森林環境保全整備事業の完了後の評価については『本事業の実施により、水源涵養等の森林の有する公益的機能の維持増進が図られ、地域の林業・木材産業の振興にも寄与しており、事業の効果が発揮されていると認められる。』『今後も、地域特性、社会情勢及び事業の評価を踏まえ、引き続き森林整備や路網の維持管理を適切に実施するとともに、事業の実施を通して自治体等地域の要望に応え、貢献していくことが望ましい。』とする。

また、直轄地すべり防止事業の期中の評価については、『流域保全の必要性が認められ、費用便益分析も適正であることから、本事業の継続実施が妥当と考える。』とする。